

■令和3年度 北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画検討委員会

第2回 検討委員会 議事次第

日時：令和3年9月29日
19時00分～20時30分
場所：北川小中学校
多目的ホール
(オンラインを併用)

1. 開会
2. 今後のスケジュールについて 資料1
3. 前回の検討内容の確認 資料2
資料3
4. 第1回地域ワークショップから考える複合化の可能性について 資料4
5. PPP/PFIとは？ 資料5
6. 現在の進捗状況のご報告 資料6
 - ・小中学校ワークショップ
 - ・教職員第1回ワークショップ 等
7. 次回の検討委員会について

- 配布資料
- 資料1 基本計画策定スケジュール（修正案）
 - 資料2 第1回検討委員会議事録
 - 資料3 基本計画報告書 目次（修正案）
 - 資料4 複合化の検討にむけて
 - 資料5 PPP/PFIについて
 - 資料6 ワークショップ等の報告
 - 6-1 第1回小学生ワークショップ
 - 6-2 第1回中学生ワークショップ
 - 6-3 第1回教職員ワークショップ
 - 6-4 住民アンケート

令和3年度北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	委 員	永 野 隆 史	高知学園中高等学校長
2	委 員	倉 斗 綾 子	千葉工業大学創造工学科デザイン科学 科准教授
3	委 員	中 山 美 香	高知大学附属幼稚園副園長
4	委 員	伊 庭 良 知	一般社団法人国土政策研究所 理事 国土交通省 PPP 協定パートナー
5	委 員	森 本 彰 規	JA 高知県北川支所長
6	委 員	小笠原 学	北川村副村長
7	委 員	田 中 勝 之	北川村教育長
8	委 員	山 崎 美 砂	北川村立北川小中学校長
9	委 員	山 崎 和 美	北川村立みどり保育所長
10	委 員	小 松 大 介	北川小中学校 PTA 会長
11	委 員	弘 田 久吏須	みどり保育所保護者会会長
12	委 員	阿 部 貴和子	北川村保小中学校運営協議会委員
13	委 員	田 所 正 弥	北川村野友地区総代

1	アドバイザー	柳 川 奈 奈	(有) 設計工房顕塾代表取締役
---	--------	---------	-----------------

1	事務局	野見山 誉	北川村副村長
2	事務局	西 岡 秀 和	教育次長
3	事務局	百 々 真 史	次長補佐
4	事務局	溝 渕 晴 香	主幹

資料1

令和3年度 北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画検討委員会 および 検討作業 スケジュール（修正案）

＊北川村保小中学校運営協議会 9/14の第4回WGは、書面配布にて実施。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使い手 意見集約・合意形成	中学生 ワークショップ				第1回 7/27 ◆			第2回 ◆ 10/14 10:40～					
	小学生・高学年 ワークショップ				第1回 7/27 ◆			第2回 ◆ 10/12 13:40～					
	小学生・低学年 ワークショップ						生活科授業内にて						
	地域住民 ワークショップ			第1回 6/30 ●				第2回 10/14 19:00～ ●	第3回 11/15～16 ●				第4回 3/16 ●
	北川村 保小中学校 運営協議会		第1回WG 5/31 ●	(第2回WG) 6/30 ○	第3回WG 7/28 ●		第4回WG 9/14* ●	第5回WG 10/14 ○	第6回WG 11/15～16 ○	第7回WG 12/15 ●	第8回WG 1/19 ●		第9回WG 3/16 ○
	保小中 教職員 ワークショップ	ガイダンス ◎ 4/28		打合せ 6/30 ●	第1回 7/29 ◎		管理職WG 9/17 ●	第2回 10/13 15:15～ ◎	管理職WG 11/17 ●		第3回 1/19 ◎		
基本計画検討委員会					第1回 7/28 ◎ 計画の 概要報告		第2回 9/29 ● 複合化の可能性 PPP/PFI方向性	第3回 10/13 19:00～ ● 第4回10/27 ● 保小中一体的教育 社会とつながる学び 複合化にむけての検討	保小中一体的教育 村の方向性 第5回11/17 ● 既存利用の可能性 防災・環境配慮	第6回 12/15 ◎ 複合化PPP/PFI報告 木材活用	第7回 1/19 ◎ 報告書案 ゾーニング案・概算	第8回 2/16 ◎ 報告書案の修正 修正ゾーニング案	(予備) 3/16? ◎
基本計画報告書					準備作業						報告・調整・取りまとめ		
					*検討項目は以下の内容とし、目次案に従い、取りまとめを行います。						報告書案の提示 修正案報告 質疑応答 最終版ご報告		
基本計画書 策定にむけた 各種 検討項目	運営・ソフト				【策定にむけて】 ・目次案の検討 ・基本計画報告書 構成、内容 ・検討項目、内容 の方向性 ・全体スケジュール の検討		【保育・教育・学校運営に関して】 ・保小中、一体的な教育のあり方、 様々な集団構成とつながり方について ・少人数の特性をいかした教育のあり方 【複合機能に関して】 ・村の現状と公的サービスから考える 複合化の可能性 ・複合機能と学校教育施設との効果性	・地域や社会とつながる学びのあり方 ・ICT教育の可能性 ・教員の力量形成と、支援体制 ・地域創生をいかした学び ・既存施設との関係性 ・PPP/PFIの可能性、サウンディング	施設計画との 調整・整合		【まとめ】 全体 取りまとめ 整合・調整		
	施設・ハード				【建設予条件 調査】 ・既存建物状況調査 ・敷地図等、データ関連収集 ・敷地状況、周辺環境調査 ・施設予条件、法的予条件調査 ・関連建物状況調査 ・村内の林業・木材状況調査 ・村内の地域活動実態調査 ・建設費、建設状況実態調査 等	【設計条件のとりまとめ】 ・保育施設、学校施設としての 予条件整理 ・複合機能に関する予条件整理 ・必要諸室、必要設備の検討 ・運営に相応しい空間構成のあり方検討 ・既存建物の利活用検討 ・PPP/PFIの可能性の検討 ・敷地活用範囲の検討 等	・構造方式の検討 ・長寿命化、環境配慮項目の検討 ・災害対策、避難所対応への検討 等 【検討モデル案の作成】 ・建物ボリュームの検討 ・配置検討、既存建物との関係検討 ・概算積算、事業スケジュールの検討						

第 1 回北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画検討委員会 議事録

開催日時	令和 3 年 7 月 2 8 日（水） 1 9 : 1 5 ~ 2 0 : 4 5
開催場所	北川村立北川小学校 多目的ホール
出席者	■委 員 永野委員、森本委員、小笠原委員、田中委員、山崎（美）委員、山崎（和）委員、小松委員、弘田委員、阿部委員、田所委員 倉斗委員及び中山委員（リモート参加） 計 1 2 名 ■アドバイザー 柳川アドバイザー ■文部科学省 小林様 鈴木様（リモート参加） ■村幹部 上村村長 ■事務局 野見山副村長、西岡教育次長、百々次長補佐
議題	（１）委員長、副委員長の選出 （２）今後の検討に向けて ・報告書目次案について ・検討スケジュールについて （３）北川村の概要、教育方針、教育関連施設の現状について （４）進捗状況の報告 ・教員、保育士ワークショップ ・住民ワークショップ
配付資料	・議事次第 ・配席図 - 検討委員会名簿 ・検討委員会設置要綱 ・報告書目次案（資料 1） ・検討スケジュール案（資料 2） ・北川村の概要、教育方針（資料 3） ・教育関連施設の現状（資料 4） ・教員、保育士ワークショップ報告（資料 5 - 1） ・住民ワークショップ報告（資料 5 - 2）
議事経過	・上村村長挨拶 ・小林様挨拶（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課課長補佐） ・委員の紹介 （１）委員長、副委員長の選出 ・設置要綱第 5 条により、委員による互選とする ・事務局案として、永野委員に委員長、副委員長に田所委員を提示 ・委員一同賛成挙手により事務局案に決定 ・永野委員長より挨拶

	(2) 今後の検討に向けて（報告書目次案、検討スケジュール） 【柳川アドバイザー】 ・ 目次案及び検討スケジュール案を基に説明 【小笠原委員】 ・ 第1章の計画の背景では、村全体のことや教育の概要・背景をお示しする章である。この章にこれから目指していこうとする姿や教育のあり方を明記するようになっているが、これは背景や現状に該当するものではないのではないか？ 【柳川アドバイザー】 ・ お伝えいただいたとおり、これから目指す方向性やあり方については、第2章に組み入れて再構成してまいりたい。 【小笠原委員】 ・ 第4章の中で、災害拠点という表記があるが、防災という表記に変更していただきたい。 【柳川アドバイザー・事務局】 ・ 了解しました。
議事経過	(3) 北川村の概要、教育方針、教育関連施設の現状について 【西岡次長（事務局）】 ・ 村の概要及び教育方針について資料を基に説明 【柳川アドバイザー】 ・ 教育関連施設の現状について資料を基に説明 【山崎委員】 ・ 北川学は地域資源を活用しながら子ども達が探究的な学習を深めており、聞いたり伝えたり表現したりする力も身についてきている。この活動を行うに当たっては、地域の方々の協力を得て活動が成り立っており、大変感謝している。また、オンライン英会話では、保育から中学校までネイティブの方との会話を通してスピーキングやヒアリングの力を高めている。今後も特色ある取組として継続して取り組んでいきたい。 【田所委員】 ・ 今後のあり方を我々委員が検討しあり方について判断していくには、大変ハードルが高いと感じている。事務局としてどのように進めていくのか聞かせていただきたい。 【西岡次長（事務局）】 ・ シュミレーションを行い、複数の案を提示しながら委員の皆様に検討していただくことも考えている。

議事経過	【柳川アドバイザー】 ・ワークショップで出された意見を検討委員会でも紹介し、適宜反映しながら案を提示させていただきたい。いずれにしても、建物の配置や予算など複数提示するなど、判断材料となる資料は事務局で提示させていただきながら判断を仰ぎたいと考えている。
	(4) 進捗状況の報告（教員・保育士ワークショップ、住民ワークショップ） 【柳川アドバイザー】 ・それぞれのワークショップ報告資料を基に説明 【委員一同】 ・質疑なし
	・田中委員（北川村教育長）挨拶

資料3 第1回検討委員会をうけて、修正した目次案

■北川村文教施設・子育て教育環境等整備事業 基本計画報告書 目次（案）

はじめに プロジェクトの目的・意義・趣旨

第1章 計画の背景

1-1 村の概要

☐ 位置・地勢	要覧、北川村史、その他統計より
☐ 気候	同上
☐ 交通	同上
☐ 産業文化	同上
☐ 災害	防災地図等、防災の位置づけ
☐ 人口動態	人口動態、年代別人口、15歳以下の推計、高齢化率等

1-2 村の教育の概要

☐ 北川村の教育目標	
☐ 特徴的な取り組み	現在の取り組み、方針
☐ 15歳以下の人口動態	15歳以下、保・小・中の人数
☐ これから目指す教育のあり方	大切にしていきたいこと、ex. 北川学…

1-3 教育施設の概要

☐ 小学校校舎・多目的ホール棟	
☐ 中学校校舎・体育館	所在
☐ みどり保育所	建築面積・延床面積
☐ 小学校屋外運動場・プール	構造・階数、築造年
☐ 現在の園児・児童・生徒数	図面（平面図）
☐ 関連施設	どの施設を挙げるか？
☐	何を複合させるかによるか？
	施設の概要や利用状況をどう示すか？

第2章 文教施設の計画として – ソフトの具体的な方針・計画

☐ 基本理念	村政としてこれから目指そうとしていること ex. 北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略 それも含めて、村が目指そうとしている教育のあり方
☐ 基本方針	【特徴的なソフトの方針】 ・保小中の一体化 ・人数規模を生かす 教育の特色・特徴の方針 ・子育て支援の充実についての工夫 ・特色ある教育の維持のための方策 ・村づくりや移住促進につながる教育環境の工夫
☐ 基本計画	【上記方針をうけたソフト・運営の具体的イメージ】 ・どんな教育・活動ができる場所にしていきたいか

第3章 地域とともにある施設の計画として

- ☐ 複合化内容
- ☐ PPP/PFI手法活用の検討
- ☐ 基本計画

ー ソフトの具体的な方針・計画

どのような機能を複合化するか

教育における有効性、教育施設との関係性、
活用のイメージ、区分をどうするか etc

第4章 計画条件

4-1 事業計画のポイント

- ☐ 保小中一体化・義務教育学校
- ☐ 運営方式
- ☐ 複合化の内容について
- ☐ 防災拠点として
- ☐ 環境への配慮
- ☐ 木質化

幼稚園の取り扱いは？、 幼保一体化は？

運営方式をどうするか？ ex.教科センター方式

何を複合化するか？

災害対策にむけての村の方針

4-2 計画規模

- ☐ 計画学級数
- ☐ 総工事費
- ☐ 対象とする補助事業
- ☐ 計画面積
- ☐ 計画施設の想定規模

新築範囲、改修範囲の可能性検討

4-3 計画敷地

- ☐ 敷地概要
- ☐ 敷地図
- ☐ ボーリングデータ
- ☐ 設備配管等現状図面

敷地データ整備

敷地の法的概要の整理、対象範囲の選定

第5章 計画の条件

- ☐ 配置計画
- ☐ 全体の空間構成
- ☐ 各種条件
- ☐ 必要諸室一覧

設計者の個性を発揮されやすい方向で取りまとめ。

全体構成で求める内容（特徴的空間を導くヒント）

空間に求めるもの、その具体的イメージ、必要設備

第6章 これまでの経緯と今後のスケジュール

- ☐ 意見聴取の機会
- ☐ 地域からの要望
- ☐ PPP/PFI手法活用の検討経過
- ☐ サウンディングの内容
- ☐ 基本計画策定委員会の位置づけ
- ☐ 策定の流れ
- ☐ 今後のスケジュール

資料4 学校施設への複合化の検討

■学校施設に複合させる機能の具体的なイメージ案

1. ワークショップで出た機能に関するキーワード

学校関連	◎多くの社会の人とつながれる環境づくりを！ ◎村の大人たちが、こどもたち・教育に関わりやすくなる 情報発信の工夫
学校と 社会の間 ・ 地域	◎様々な仕事・生き方を学んでもらいたい ◎子どもたちが集える場所 ◎子ども連れでいつも集まれる場所 ◎地域と子どもたちの「ふれあいの場」づくり ◎村民みんなが、ふれあえる場所、集まれる場所 ◎北川村の「たからもの」(魅力)を発信できる場づくり：道の駅、観光案内
少子化 活性化	◎若い人が集まれる場所、出会いの場 ◎移住してもらえる「情報発信」 ◎立地のよさを生かす ◎移住者を増やすための産業支援

2. 複合化機能イメージ(案)

* 太字：ワークショップででてきたもの、細字：これまでの検討で考えられるもの

公共 施設	こどもたちの基地(活動拠点)	北川学の活動を支えるこどもたちの「基地」
	図書館	→ 北川村に特化させた 『北川村魅力アーカイブ』
	ミュージアム	北川村にしかない 北川村に行かないとみられない 北川村のことが総合的に感じられる
	公園	集まれる場所
	スポーツの場	健康増進の場、学校で体験できないことを支えられる場所

交流	村民交流スペース	どこまで複合化に取れるか
	村民カフェ	既存施設との関係
	文化体験スペース	本当に必要なものを見極める
	体験学習宿泊施設 *	* これは、古民家を利用で検討中。

民間 活動 支援 施設	シェアオフィス (シェアできるよい機能を共有、NPO、自主活動グループ、各種組合関係 etc) 北川村 ミニショップ(道の駅みたいな…。) チャレンジショップも含む カフェ(北川村名産・給食カフェ) サテライトオフィス → 北川村と縁がある企業、これからの展開を考えたい企業 インキュベーションセンター(起業支援) よろず支援拠点・出張所(中小企業支援)
----------------------	---

情報 発信	観光案内・インフォメーションセンター → 公共施設に内包できる？ (北川村の方々、アクティブプログラム、名産品等) 移住者インフォメーション(空き家、暮らし等)
----------	--

※課題：複合化させる機能について、新築で対応するものと、既存利用を考えていくべきか
既存校舎のリノベーション・コンバージョンの可能性、補助金投資状況の確認

官民連携とは何か？

2021年9月29日
基本計画検討委員会

株式会社GPMO



Global Project Management Office

官民連携とは？（ざっくり言葉の意味として）

官側（行政）と民側（民間事業者）が
協働して**公共サービスを提供**すること

官民連携とは？（イメージ）

富山県富山市「富山環水公園」



官民連携とは？（イメージ）

富山県富山市「富山環水公園」＝都市公園＋スターバックスコーヒー



官民連携とは？（イメージ）

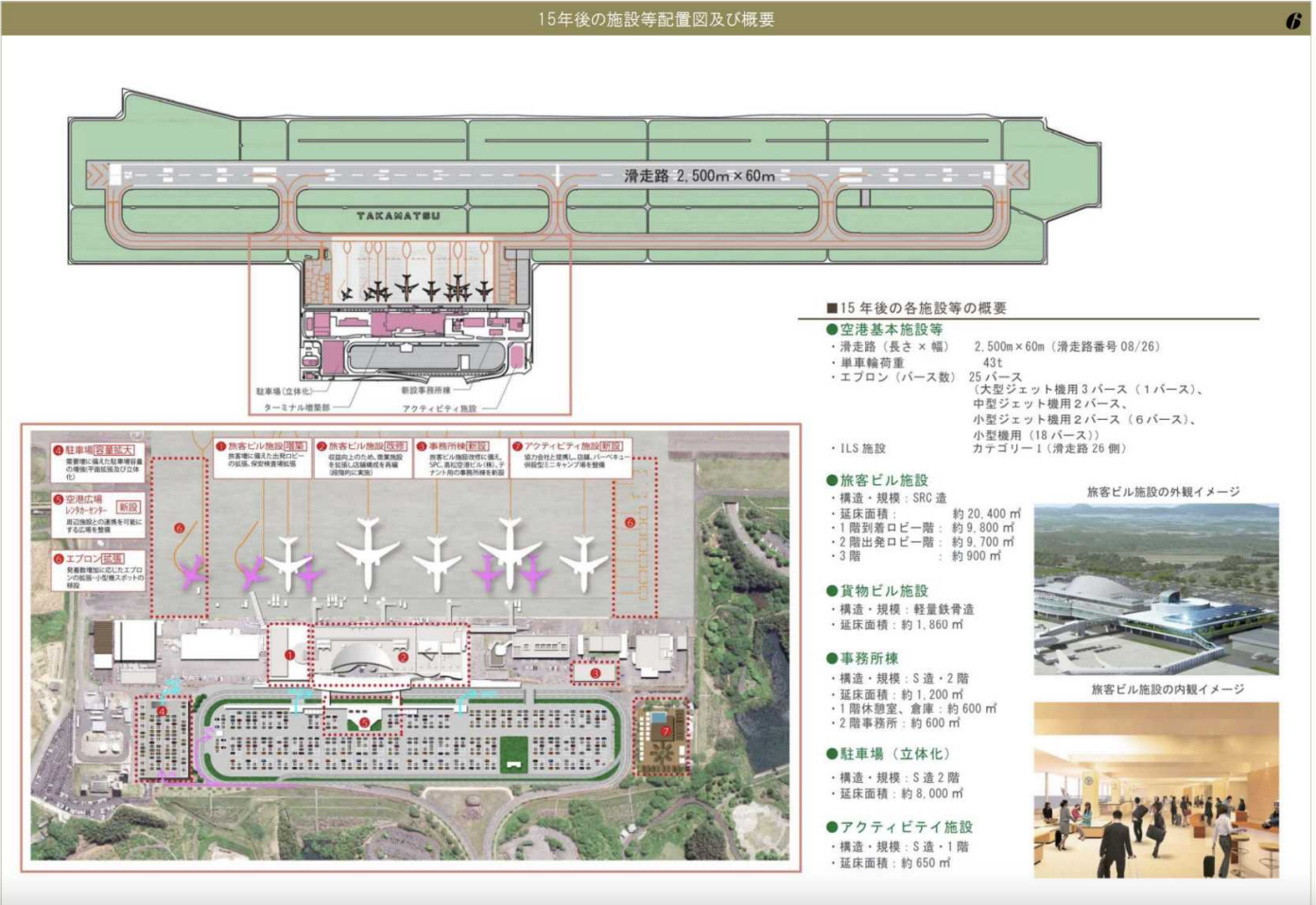
香川県高松市「高松空港」 全国で2番目の空港コンセッションの導入



官民連携とは？（イメージ）

香川県高松市「高松空港」 = 滑走路付きの商業ビル

滑走路・空港ビル・駐車場の一括民間管理



出所：高松空港株式会社HP

官民連携とは？（イメージ）

鹿児島県鹿屋市「ユクサおおすみ海の学校」



出所：リノベーション協議会HP

官民連携とは？（イメージ）

鹿児島県鹿屋市「ユクサおおすみ海の学校」＝廃校小学校＋体験型宿泊施設



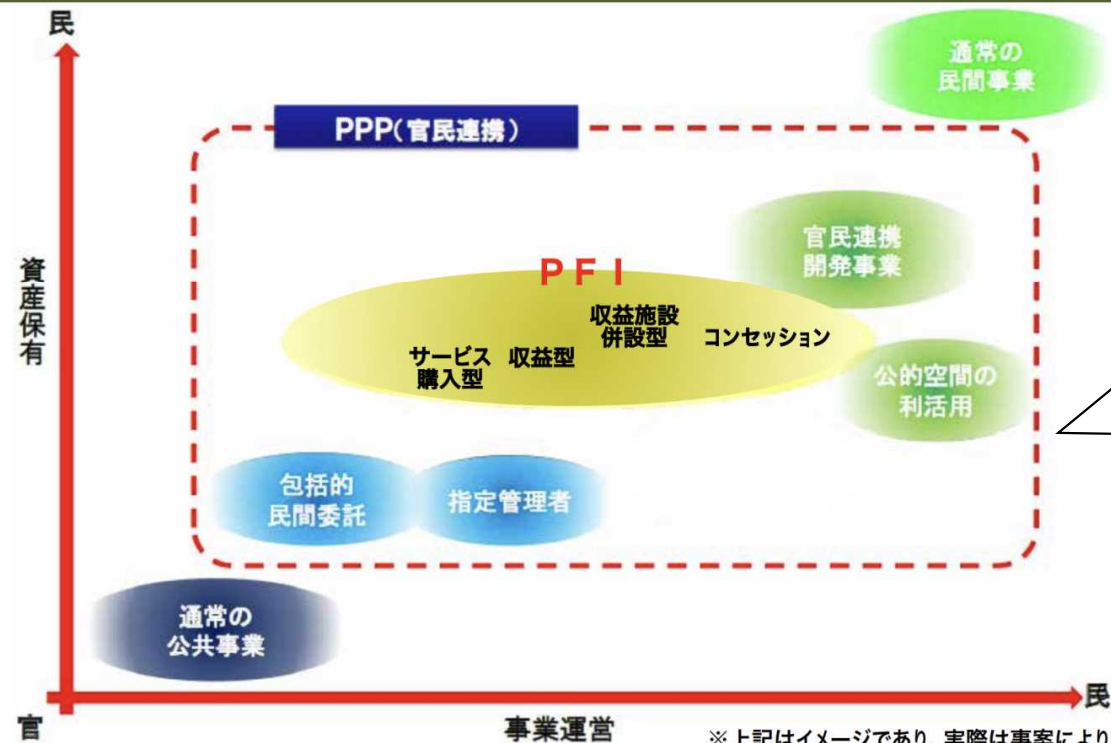
出所：リノベーション協議会HP

官民連携とは？

内閣府においては、PPP（Public Private Partnership：官民連携事業）を下記のように整理している。

（参考資料3） PPP (Public Private Partnership: 官民連携事業) とは

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

出所：内閣府HP

10

官民連携とは？

国土交通省においては、PPP（Public Private Partnership：官民連携事業）を下記のように整理している。

PPP（Public Private Partnership）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI（Private Finance Initiative）

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
（コンセッション事業）

収益施設の併設・活用など事業収入で
費用を回収するPPP/PFI事業
（収益型PPP/PFI事業）

公共が支払うサービス購入料で費用を
回収するPPP/PFI事業
（サービス購入型PPP/PFI事業）

指定管理者制度

包括的民間委託

公的不動産利活用事業

出所：国土交通省HP

官民連携とは？

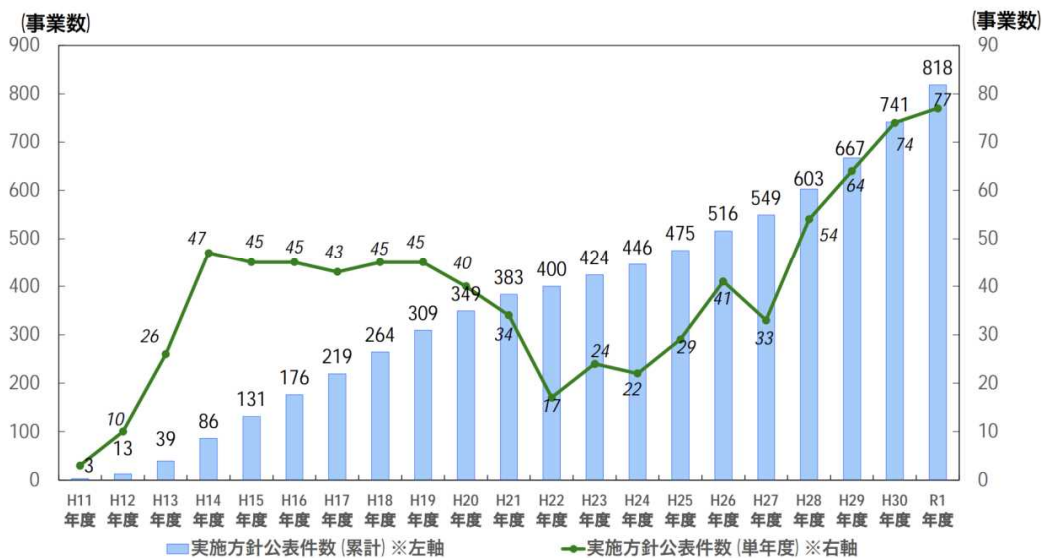
社会資本整備における官民連携の代表的な手法→PFI（Private Finance Initiative）

また、PFIにおいては、事業件数は**818件**、事業規模は**約6.5兆円**になっている。（令和2年3月末現在）

（参考資料1－1）PFI事業の実施状況

事業数の推移

（令和2年3月31日現在）



（注1）事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

4

出所：内閣府HP

（参考資料1－2）PFI事業の実施状況

契約金額の推移

（令和2年3月31日現在）



（注1）契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であって、公共施設等運営権方式における運営権対価は含んでいないなど、PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定）における事業規模と異なる指標である。

（注2）グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

5

出所：内閣府HP

PFI（Private Finance Initiative）とは？

国土交通省においては、PFI（Private Finance Initiative）を下記のように整理している。

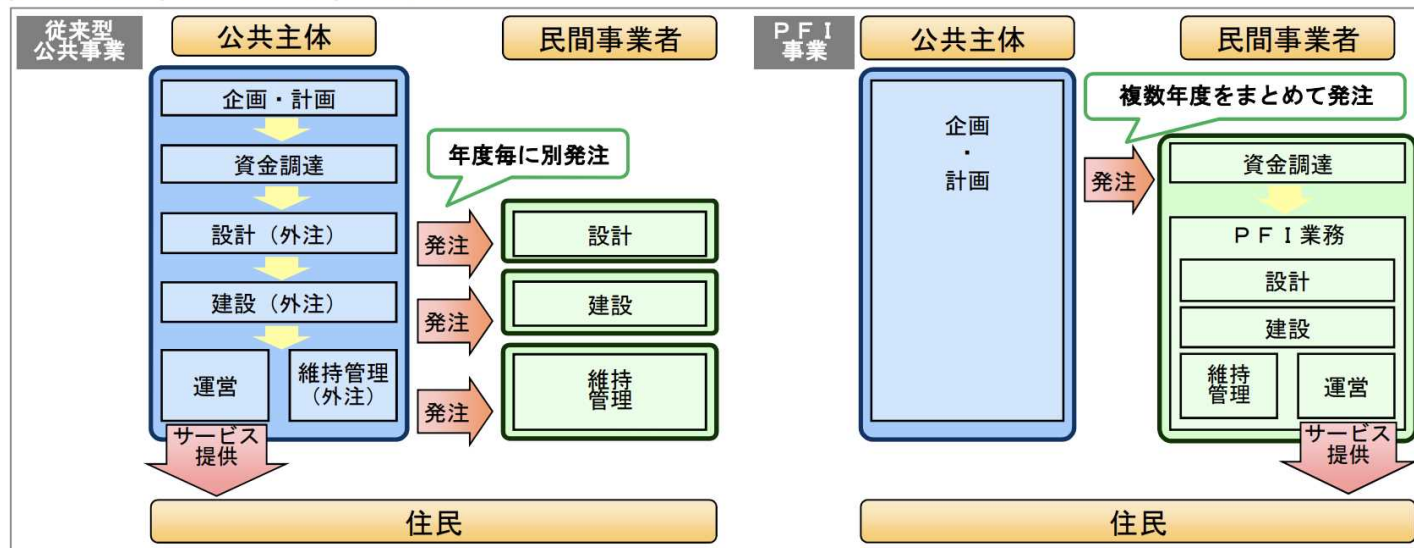
PFIとは？

（根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法））

- ① 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。

▶公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある

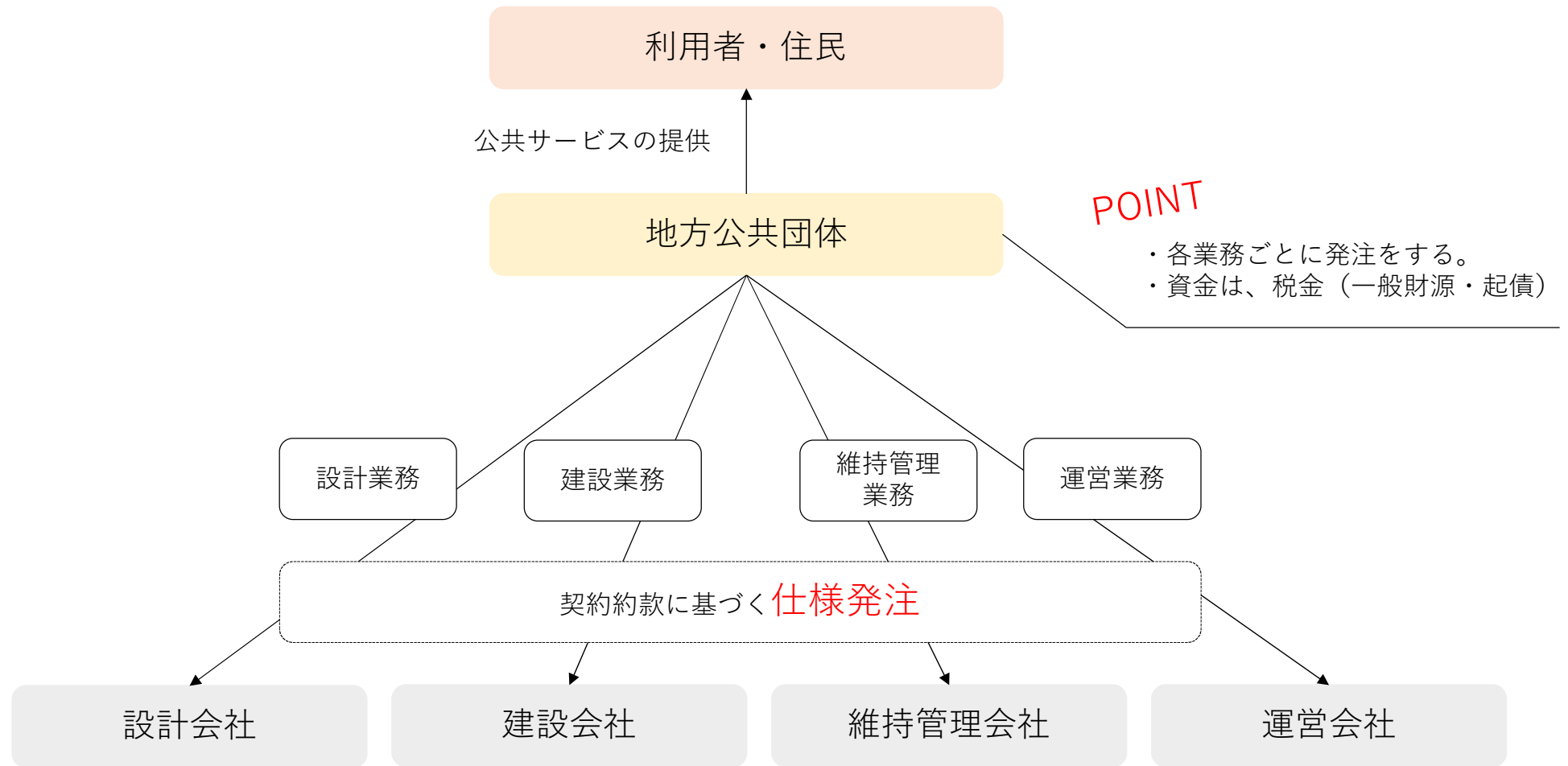
■従来型公共事業とPFI事業の違い



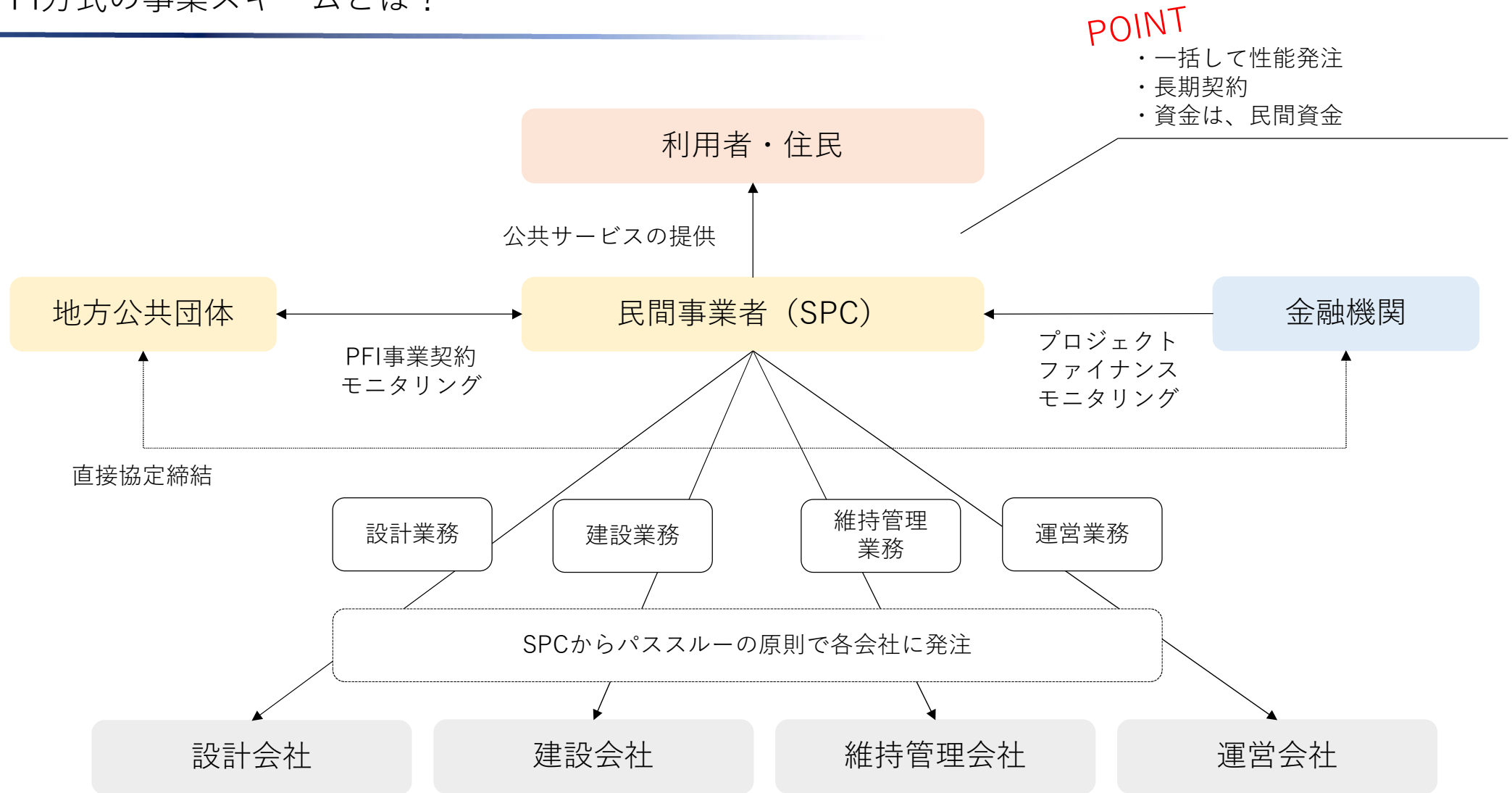
- ② 民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。

出所：国土交通省HP

従来方式の事業スキームとは？



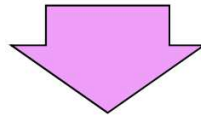
PFI方式の事業スキームとは？



PFI（Private Finance Initiative）とは？

国土交通省においては、PFI（Private Finance Initiative）を下記のように整理している。

	P F I 方式	従来方式
契約期間	◇長期、複数年に及ぶ	◇基本的に単年度
規定	◇同一の事業者に 包括的に性能発注	◇個別業務／工事毎に分離し、 仕様発注
リスク分担	◇契約書等に基づき、公共と民間とで リスクを事前に分担	◇公共がリスク負担、 又は顕在化した時点で甲乙協議
資金調達	◇民間部門	◇公共部門（一般財源、起債等）



個別でも実施できるが、まとめて実施できるのがP F I の特徴

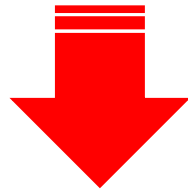
出所：国土交通省HP

官民連携に必要な性能発注の考え方

民間が自由度の高い、事業提案ができるようにする。

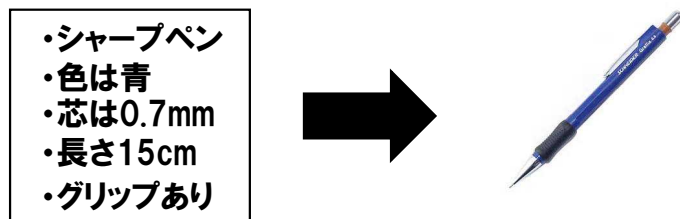
仕様発注

発注者が発注内容や実施方法について詳細に仕様を決定する方式



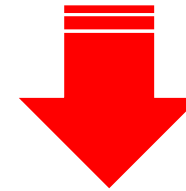
仕様書の内容通りの施設が整備され
仕様に沿った公共サービスが提供される
民間の自由度が低く創意工夫が発揮しにくい

図1) 仕様発注イメージ



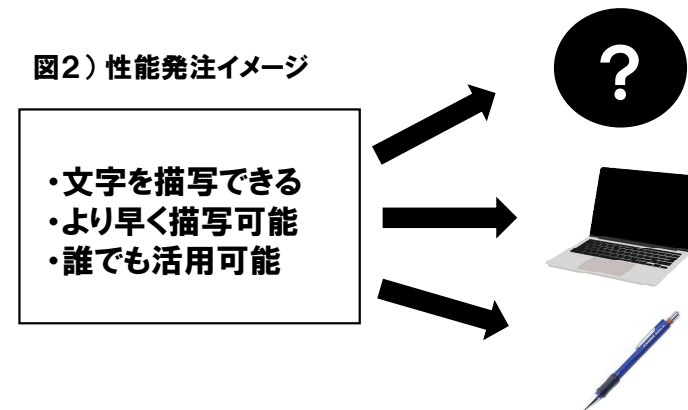
性能発注

発注者が公共施設やサービスに求める性能や機能、水準を要求水準にまとめて発注する



民間の創意工夫を最大に活用でき
従来よりも良質な公共サービスの提供が可能

図2) 性能発注イメージ



PFI（Private Finance Initiative）のメリット・デメリットとは？

	メリット	デメリット
行政	・これまで公共が負担してきたリスクを民間に移転することができる。 （リスク丸抱えではなくなる） ・初期投資が不要になり、長期的な財政負担を軽減することができる。	・従来方式とは異なるため、事務手続きが煩雑になる可能性がある。 ・新しい手法であるため、関係者の理解をよりデリケートに進める必要がある。
民間事業者	・新たな事業機会を得られる可能性がある。 ・公共サービスの提供主体になることができる。	・制度が煩雑であるため、参入障壁がある。 ・投資回収期間が長期になる場合、リスクが高くなる。
利用者	・より質の高い公共サービスを受けられる。 軽微な修繕はすぐに対応することが多く、運営上も利用者目線での提供がされる。 ・速やかな利用が見込める。	・事業の組み立てによっては、低廉なサービスになる可能性もある。

そもそも官民連携が必要になってきた背景とは？

1970年代から先進国において、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）という行政改革が進んでいた。特に国際競争力を失って「イギリス病」で悩まされていた英国にが発祥となっている。

具体的には、民間の経営手法を参考にして、行政の効率化を進めようという動きになる。（強制競争入札・市場化テスト・エージェンシー・PFIなど）

日本においても、国営企業の民営化が進められ、旧国鉄、日本専売公社、日本電信電話公社などは民営化された。

社会資本整備においては、1999年にPFI推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が施行された。また、2003年には、地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入され、公の施設の管理を株式会社など民間企業等にも委託できるようになった。



行政改革の流れの中を汲みつつ、
これまで民間事業者が参入すること自体が難しかった**公共サービスの提供の領域**において、民間事業者のノウハウ、資金調達能力を制度的に確保していくと動きが強くなっていった。

PFIの制度運用の流れ

PFIスタート
1998年～

大きな法改正など
2011年～

背景

金融危機（1997年）



構造改革 + 経済対策



これまでの社会経済体制を改革しなければならないという社会からの要請と金融危機を発端とする不景気の中で新しい手法を活用することでストップしていた公共事業を再開させる意図もあった。

リーマンショック以降
の経済の低迷

自民党から民主党への政権交代

効果

公共事業の効率化



- ①公共事業の単価の低下
- ②公共サービスの向上

民間へのリスク移転



技術力

公共 > 民間 【戦後以降】

民間 > 公共 【2000年前後以降】

民間にリスクコントロールさせる方が合理的となっていった



戦後、技術力は行政側の方が高かったが、段々と民間側の技術力が高くなっていった。その状況に応じた制度設計が必要に。

公共施設等運営権（コンセッション方式）の導入

株式会社民間資金等活用事業推進機構の設置



国による人的支援、資金支援の体制強化

小中学校合築における官民連携 事例のご紹介

全国の官民連携の事例について④（新しいまちづくりの手法事例）

学校を核としたまちづくり 神奈川県川崎市「黒川地区小中学校合築事業」

「学校を核としたまちづくり」とは？

学校づくりの基本理念「地域と共に、小中9年を通して子ども達の豊かな心と個性を育める環境の創造」、その「基本理念」に基づいて、児童・生徒の個性を伸ばし、自主性と良心を育める学校、新しいまち=黒川の地域づくり・人づくりの核となる学校づくりを目指すこと。

視点	目標
教育	・9年間の成長を見通した教育目標を設定する。 ・子供達の成長過程を再考し、9年間の節を見直すと共に、節と節のスムーズな移行を行える「つなぎ」の仕掛けを生み出す。 ・教員-教員、教員-保護者、教員-地域、様々な場面で教育的連携を深める
環境	・多様な教育環境を創出し、支え伸ばせる機能を持つ学習環境づくりを行う ・子供達の心身の健全な発達・成長の歩みを支える豊かな生活環境づくりを行う・児童と生徒、児童・生徒と教員、教員と保護者・地域の心理的な距離感を緩和できる環境づくりを行う
地域・まちづくり	・地域文化を創出し、継承する役割を担う学校作りを行う ・新しいまちづくり=ひとづくり=コミュニティ形成の核となる学校づくりを行う

出所：川崎市HPより

黒川地区小中学校「学校を核としたまちづくり」について



出所：川崎市HPより

児童生徒数の急増及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望をうけ、同一敷地内にPFI方式で小中学校合築での建設を決定した。施設内には、**地域交流センター、わくわくプラザ（児童健全育成事業実施フロア）を併設し、学校と地域が一体となった小中学校となっている。**



神奈川県川崎市
人口：1,541,688人（2021年9月現在）
面積：144.35km²
神奈川県政令指定都市。横浜市に次いで県内人口第2位。

事業のポイントについて

新しいまちづくりの視点

地域、行政、学校関係者が話し合っ「地域交流エリア」についてコンセプトをまとめ、地域の意見が反映された地域に開かれた学校新設を行った。この地域交流エリアは、「はるひ野黒川地域交流センター」として、開設当初においては、**地域住民がボランティアとして運営に参画し**、はるひ野黒川地域交流センター運営協議会（各町内会からボランティアを選定）が担っている。運営途中で、ボランティアベースでの運営ができなくなり運営方法を変更している。

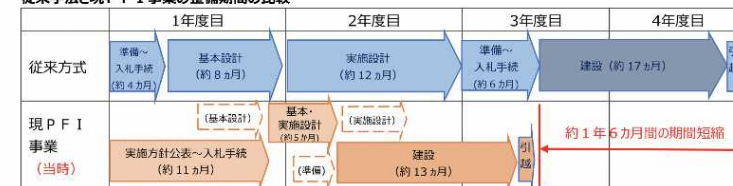
小中学校質的・量的視点

量的効果として、管理諸室、特別教室等の小中共用により効率的な施設利用が図られ、**施設建設における費用圧縮が図られた**の検証結果。質的効果として、小中学校全校で取り組む儀式的・訓練的行事、児童生徒による交流活動、職員と児童生徒との交流、**小・中学校の職員どうしの交流による小中連携教育を通じた教育活動を実践**することにより、中一ギャップの解消に向けた「ブロックに分けた教育目標」の実現のため効果的に進めることができているとの報告。

速やかな学校整備の視点

整備期間は約2年6ヵ月に収め、**従来方式に比べ約1年6ヵ月の期間短縮を実現**している。これは、PFI事業方式の入札手続きにおいて、大方の基本設計を作成した上で入札に係る提案書を作成するため、基本設計・実施設計の期間を短期間で行うことができたが要因と整理。また、建築期間の短縮については、実施設計段階から建設に係る準備をすることができ、発注条件がタイトな中での対応可能な提案企業での応募となったこと等の要因によるものと整理。

従来手法と現PFI事業の整備期間の比較



※改正労働基準法等により、建設業において4週8休の導入が進んでいる、現在の社会情勢とは異なります。

出所：川崎市HPより

多様な官民連携事例のご紹介

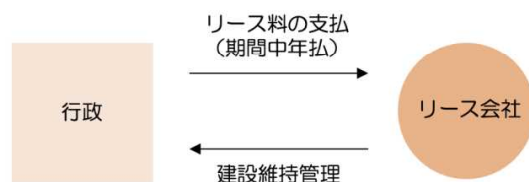
全国の官民連携の事例について②（小規模自治体事例）

PPP (リース方式)

沖縄県北中城村「北中城村体育館整備」

リース方式とは？

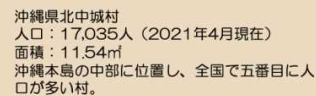
民間が資金調達から公共施設の設計・建設、維持管理などの業務をトータルで行い、そのサービス対価をリース料として受け取る契約の仕組みです。初期投資を抑え費用を平準化することができます。



メリット・デメリット



行政	民間企業
・民間資金、ノウハウの活用 ・財政の平準化が可能 ・ライフサイクルコスト低減 ・事務の効率化	・補助金等の財政援助が受けられない可能性がある。 ・運営業務は行政側で行う場合が多い。
・自由度高く設計建設 ・PFIのように複雑な手続きを省略できる。	・イニシャルで売上が立たない。 ・建設会社から見ると整備が抑えられてしまう。



背景

従来の村立体育館が老朽化で平成23年に解体されたことで、村には公共スポーツ施設がない状態に。住民の健康づくりを促進する場として、新しいスポーツ施設の整備が急務でした。また同時に、災害時の避難所を確保する観点からも、施設整備の必要性が出てきて、米軍のゴルフ場跡地に新しい体育館を整備することを決定。敷地内にスポーツ施設「ルネサンス」が併設されている。



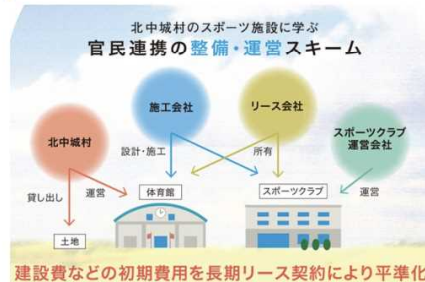
施設（体育館のみ）

バレーボール2面、ハンドボール1面、
フットサル1面、バスケットボール2面、
バドミントン6面、卓球6台、テニス

延床面積

施設面積:1,410㎡
競技面積:800㎡

事業スキーム（北中城村体育館整備）



北中城村は、土地をリース会社に貸し出し、リース会社から借地料、固定資産税（建物）収入を得る。20年間事業を続けた場合、財政負担は1.5億円軽減できる試算となっている。スポーツクラブは、株式会社ルネサンスが24時間体制で運営をする。

出所：自治体通信HPより抜粋

POINT

- ・行政は体育館を建設せず民間企業が建設した体育館を毎年リース料を支払い、リース期間が終了したら無償で譲渡を受ける。
- ・行政は初期投資が不要になり、財政負担を平準化できる。
- ・20年間の所有リスクは民間企業側で負担する。

全国の官民連携の事例について③（まちづくり事例）

PPP（PPPエージェント） 岩手県紫波町「オガールプロジェクト」

PPPエージェントとは？

行政に代わって、まちづくりのPPP（Public Private Partnership）を進めていく民間組織を指す。紫波町の事例では、町が出資した（出資比率39%）第三セクターである株式会社オガール紫波がその役割を担っている。

事業の全体像（オガールプロジェクト）



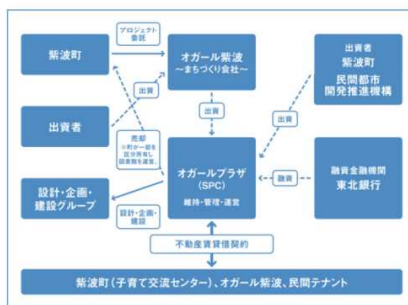
オガールプラザ（官民複合施設）、オガールベース（民間複合施設）、紫波町役場、オガール広場、大通公園、オガールタウン、エネルギーセンター、岩手県フットボールセンター、サン・ビレッジ紫波（多目的体育館）を町有地10.7haの中で整備運営するプロジェクト。総事業費約60億円。

プロジェクト背景

町は駅前の造成地10.7haを28.5億円で購入したものの、財政難から役場庁舎を含む6つの公共施設整備の計画は実現されず、10年にわたって未利用町有地と化していた。その活用について検討できていない状況であった。その後、プロジェクトのキーマンとなる岡崎建設株式会社（過去のUR都市機構勤務）の専務である岡崎正信氏が在籍していた東洋大学経済学研究科との橋渡しをし、東洋大学と紫波町での協定締結に至った。東洋大学は地域再生プロジェクト第1号として、公民連携による複合開発の可能性調査を実施し、代理人方式での複合施設の整備を決定した。町側は、公民連携基本計画を策定し、併せて都市再生整備計画を国土省に申請。まちづくりの代理人である「オガール紫波株式会社」の設立に至り、事業全体の牽引役の事業部長には、前述の岡崎正信氏が就いた。

事業スキーム（オガールプラザ）

図書館や産直マルシェなどが入るオガールプラザの整備手法について、PPPエージェントであるオガール紫波株式会社が出資するオガールプラザ株式会社（SPC）を設立した上で、オガールプラザ株式会社が整備し、図書館部分を紫波町に売却し、民間施設については管理運営をしていくスキームとなっている。



出所：新・公民連携最前線HPより抜粋

PPPエージェントの役割

行政が苦手とするテナント誘致や資金調達面など民間事業部分をエージェントとして推進役となる。全体の土地利用計画の策定、デザインガイドラインの策定、その後の各プロジェクトの推進などを担っている。



出所：紫波町役場 鎌田千一氏資料より

POINT

- ・町有地10.7haの公共施設と民間商業施設の一体的な開発。
- ・建物を別々に建設することでリスクを分担している。
- ・民間商業施設のテナント誘致などの行政が苦手とする役割は、オガール紫波株式会社が担う。

ポイント①

オガールプラザがテナントを先付けした上で、その賃料から建設費を逆算し、MINTO機構、地元地銀から資金調達をしている。金融スキームは、ファイナンシャルアドバイザーが策定。

ポイント②

土地については、紫波町と事業用定期借地契約を348万円/年（32年間）で結んでいる。

ポイント③

図書館部分については、都市再生整備計画のスキームの中で、国土省の補助金を活用している。

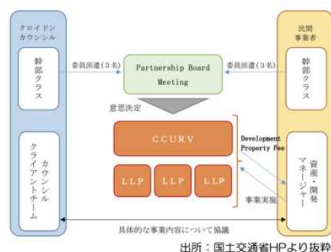


全国の官民連携の事例について④（新しいまちづくりの手法事例）

PPP (LABV=Local Asset Backed Vehicle) 佐賀県上峰町「つばきまちづくりプロジェクト」

LABV=Local Asset Backed Vehicleとは？

行政が不動産を、民間事業パートナーが資本金を出資して共同事業体（合同会社）を設立し、複数の公共施設と民間施設の複合施設を整備・運営する手法。本手法は、イギリスロンドンクロイドン地区における開発手法として注目された。中心部の活性化、自らが保有する遊休公有地の有効活用及び老朽化する区庁舎の建て替えといった目的達成のための手法として、LABV方式の事業スキームを採用した。パートナーとなる民間側の出資者は、大手ゼネコンのJohn Laing 社が担い、クロイドン・カウンシルが土地をJohn Laing社が現金を 50:50 の割合になるように出資し、2008 年に最大 28 年の事業期間を設定して、LLP を設立した。



ポイント①

意思決定割合が、50:50になるように、出資割合も同金額にしている。

ポイント②

各プロジェクトごとにLLPを設立し、倒産隔離（倒産のリスクヘッジ）を意図している。

LABV=Local Asset Backed Vehicleの特徴

メリット

デメリット

行政	開発行為を民間事業者と実施することで、リスクを減ることができる。また、行政の持っている公有財産を出資することで足りるため、基本的には財政支出が不要。	従来型の開発行為では、行政による仕様書発注ですむため、手間がかからないが、民間事業者と連携して事業を行う必要から専門的な知識、ノウハウが求められる。
民間事業者	新たに事業用地を確保することなく、開発することができるため、通常の開発行為よりも事業性が高くなる。公共施設などの整備が加われば、開発計画全体の価値が高まる可能性もある。	行政との共同事業になるため、行政の意思決定過程を踏まえた事業推進が必要になり、通常の開発行為よりも手間や事業推進のスピードが低下する恐れがある。



佐賀県上峰町
人口：9,459人（2021年4月現在）
面積：12.8㎡
佐賀県東部、佐賀市と福岡県久留米市のちょうど真ん中に位置する。

つばきまちづくりプロジェクトについて



R3年4月に上峰町と地元事業者を中心とする民間事業者によって合同会社が設立。町有地 63,700㎡を出資し、民間事業者側は最低出資額30万円として出資を集めた。出資割合に応じて意思決定割合を増減させる方式ではなく、官民の意思決定は出資額に関わらず50:50としている。

民間事業パートナー（出資している民間事業者）と共同事業パートナー（出資していない民間事業者）を選定し、プロジェクトの推進体制を整えている。今後は、公共施設部分、民間施設部分の土地利用計画の策定、各プロジェクトの推進が課題になる。

つばきまちづくりプロジェクトの背景



上峰町は佐賀県の東部に位置し、福岡県寄りの人口1万人を切る小さな町であるが、2017年にイオンが撤退し、その跡地活用が町政上の課題となっていた。一方、上峰町側も体育館の老朽化など公共施設の再整備の時期もあり、一体的に開発する構想が生まれた。

POINT

- 行政側は不動産を出資し、民間企業側は資本金を出資する形で、まちづくり会社をつくるスキーム。
- まちづくり会社をつくることによって、意思決定過程が会社に移り、柔軟な対応が可能になる。
- 一方で、企業統治の考え方が重要になるため、行政と民間の連携をいかに構築するのかミクロのノウハウが重要になる。
- 全国には佐賀県上峰町と山口県山陽小野田市の2つの自治体が先行事例となっている。

官民連携というのは、PFIなど制度的な手法を指すのではなく、行政だけではなく様々な関係者が関わりながら**公共サービスの提供を行うプロセス**のことである。

様々な関係者というのは、「企業」「法人」だけを意味するのではなく、**地域住民、NPO、PTA、まちづくり団体などその地域に関わるすべての方**を言う。